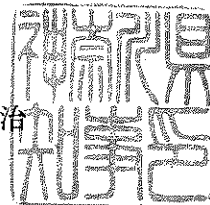


水第 1607 号  
令和 4 年 9 月 16 日

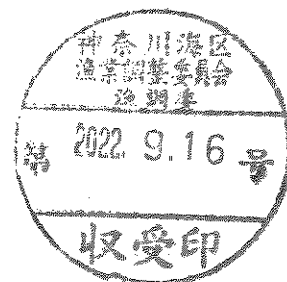
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮に  
ついて（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16  
条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

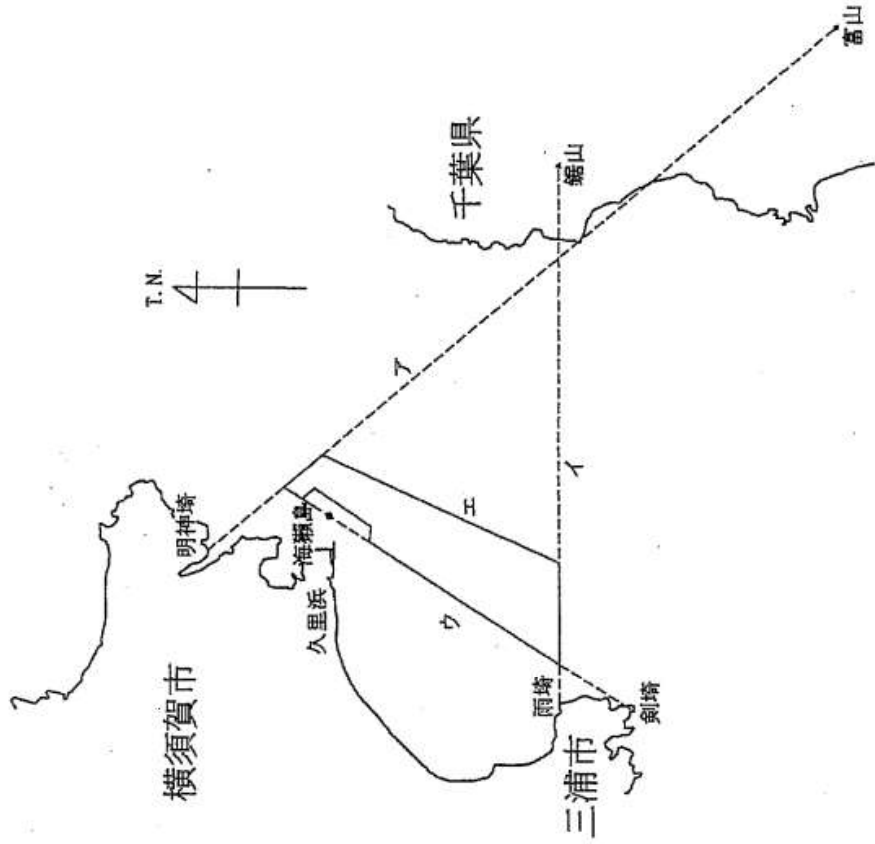
漁業種類	許可又は起業の認可をする漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をするべき漁業者の資格	(規則第14条第1項)により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をするべき期間	許可の有効期間
ひらめ三枚網漁業	1	定めなし	次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域および東京電力(株)久里浜火力発電所南岸防波堤東端より笠島見通し線以南の区域を除く。 ア 横須賀市明神埼突端と千葉県富山山頂とを結ぶ線 イ 三浦市雨崎突端と千葉県鋸山頂上とを結ぶ線 ウ 三浦市剣崎灯台中心点と横須賀市海瀬島燈標中心点とを結ぶ線 エ ア線とイ線とを結ぶ線から4kmの点とイ線とを結ぶ線	1月1日から3月31日まで	横須賀市西浦賀に漁業根拠地を有している者	1. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。 2. 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1) 目合 15 cm以上 (2) 網の高さ 3 m以下 (3) 網 1 反の長さ 70 m以下 (4) 1 隻の網の使用反数 15 反以下	令和4年9月29日から令和4年10月28日まで	令和4年11月28日から令和9年11月27日まで
同上	2	同上	次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。 ア 横須賀市明神埼突端と千葉県	同上	横須賀市長沢に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

同上	5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
					県富山頂上とを結ぶ線 イ 三浦市雨崎突端と千葉県鋸 山頂上とを結ぶ線 ウ 三浦市剣崎灯台中心点と横 須賀市海瀬島灯台中心点とを 結ぶ線 エ ア線明神崎突端から4 km の 点とイ線上雨崎突端から4 km の点とを結ぶ線	同上		三浦市南浦町に漁業地を有している者	同上

操業区域

次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

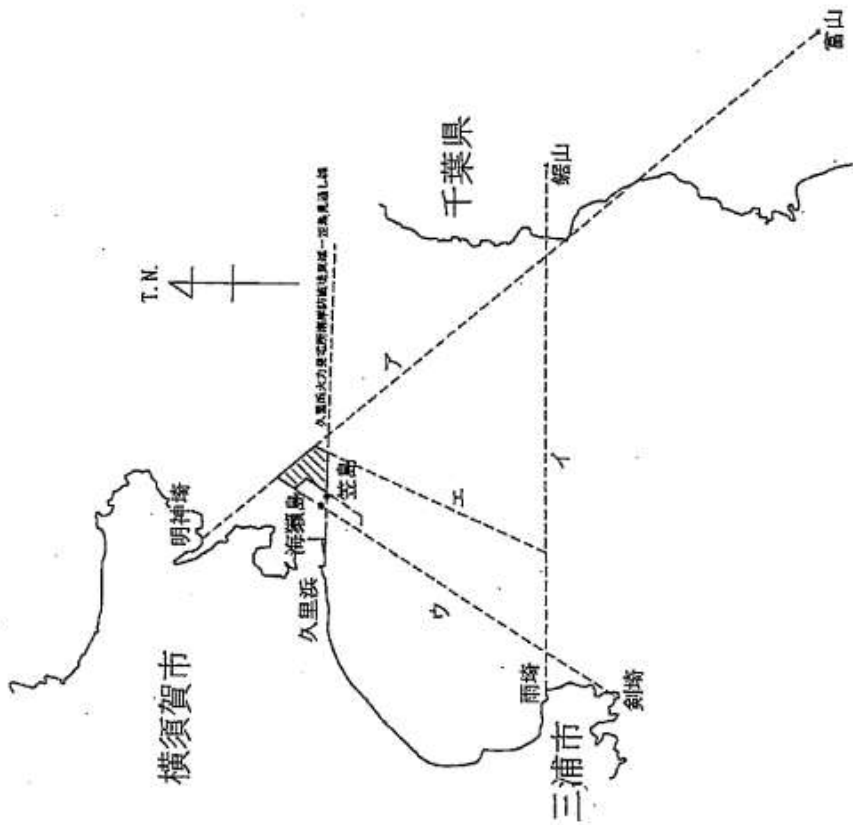
- ア 横須賀市明神埼突端と千葉県富山頂上とを結ぶ線
- イ 三浦市雨崎突端と千葉県鋸山頂上とを結ぶ線
- ウ 三浦市剣埼灯台中心点と横須賀市海瀬島灯標中心点とを結ぶ線
- エ ア線明神埼突端から4kmの点とイ線上雨崎突端から4kmの点とを結ぶ線



操業区域

次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域および東京電力㈱久里浜火力発電所南岸防波堤東端より笠島見通し線以南の区域を除く。

- ア 横須賀市明神埼突端と千葉県富山頂上とを結ぶ線
- イ 三浦市雨崎突端と千葉県鋸山頂上とを結ぶ線
- ウ 三浦市剣埼燈台中心点と横須賀市海瀬島燈標中心点とを結ぶ線
- エ ア線上明神埼突端から4kmの点とイ線上雨崎突端から4kmの点とを結ぶ線



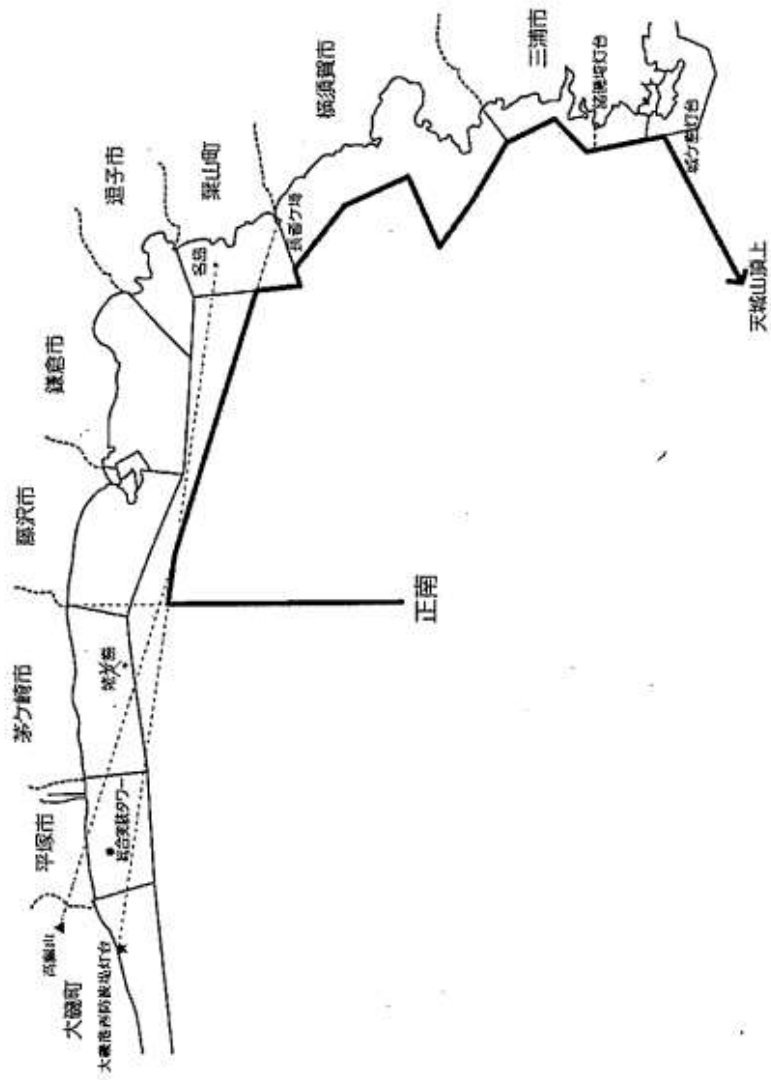
きす一枚網漁業	1	同上	横須賀市野比地先サク根と千葉富津市浜金谷港灯台との見通し線から、三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上と千葉県富津市明鐘岬との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地を有している者	網の目合は、2.7センチメートル以上（15センチメートルにつき12節以下）とする。	同上	令和4年11月28日から令和7年7月31日まで
きれすき、めばる一枚網漁業	1	同上	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、三浦市南下浦町金田ボックケヨリ正東の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1)すきを目的とするもの9cm以上 (2)めばるを目的とするもの6cm以上 2. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	同上	令和4年11月28日から令和7年7月31日まで
ひらめ一枚網漁業	2	同上	三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1. 目合15cm以上 2. 網丈4.5m以下	同上	令和4年11月28日から令和10年7月31日まで
								令和5年2月18日から令和10年8月

										月 31 日 まで
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------

**操業区域**

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	1	同上	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町の線と最大高潮時海岸線の交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町の線と最大高潮時海岸線の交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで。ただし、平塚市地先において12月1日から翌年3月31日までとする	中郡大磯町に漁地を根拠している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合15cm以上 2 網丈4.5m以下	同上	令和4年11月1日から令和8年10月31日まで
----	---	----	---	--	---	------------------	---	----	-------------------------

操業区域

平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線の交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。

ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

